

ひとりで悩まないで！ DVのお悩み相談してください

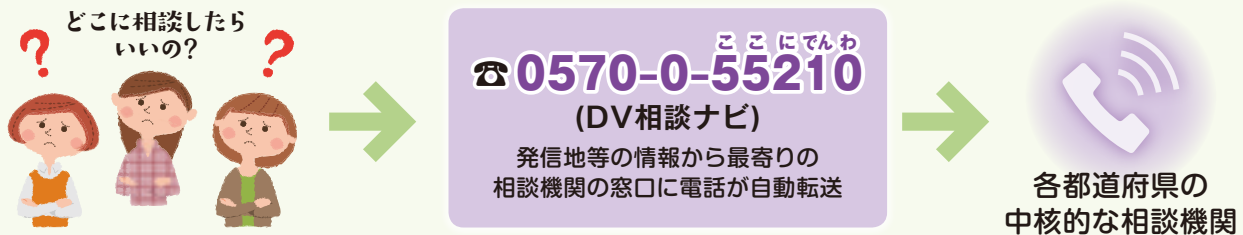
新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、DVの増加や深刻化が懸念されています。内閣府では、従来のDV相談ナビに加え、新たなDV相談事業を開始し、体制を拡充しました。

【DV相談ナビ】

配偶者やパートナーからの暴力の悩みをどこに相談すればよいかわからない方のために、全国共通の電話番号から相談機関を案内するDV相談ナビサービスです。

発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

DV被害者のための相談機関案内サービス(DV相談ナビ)イメージ図



DV相談+(プラス)

配偶者やパートナーから「暴力を振るわれている」「これってDVかな?」「自分だけでなく子どもたちのことも心配」など、どんな相談でもお気軽にご連絡ください。専門の相談員と一緒に考えます。

電話・メール:24時間受付

つなぐはやく
☎ **0120-279-889**

チャット:12:00~22:00

- 24時間電話対応
- 10か国語対応(メール・チャット)
- WEB面談も実施
- 同行支援・保護などの直接支援も実施
- 安全な居場所の提供

さいたま市のDV相談

さいたま市では、平成26年10月1日からDV相談センターを開設しています。DVについてお悩みの方、まずはお電話ください。

【女性のDV相談電話】

☎ **048-762-3880** 月~金曜日:10時~17時受付(祝日、年末年始は除く)相談は無料です。秘密は固く守ります。

トピックス インフォメーション
Topics Information

男女共同参画施策に関する苦情申出制度

市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情の申出を苦情処理委員が中立・公正な立場で適正かつ迅速に処理する制度です。

事例

勤労者全てを対象とした制度についての広報であるにもかかわらず、男性をイメージする言葉やイラストが使われている。

(出典:内閣府男女共同参画局HP)



詳しくは
こちらへ↑

本誌へのご意見・ご感想は人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センターまで。FAX、E-mail、HPでも受け付けています。

令和2年10月1日発行

【編集・発行】さいたま市市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課男女共同参画推進センター
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階

TEL ▶ 048-643-5816 FAX ▶ 048-643-5801

E-mail ▶ danjo-kyodo-kikaku@city.saitama.lg.jp

この情報誌は森林資源保護のため、再生紙を使用しています。42,000部作成し、1部あたり13円です。